

(様式 3)

**国立研究開発法人科学技術振興機構の中長期目標新旧対照表**  
(案)

(主務府省：文部科学省) (赤字・下線部分が追加・削除箇所)

第 4 期 ( 変 更 後 )	第 4 期 ( 現 行 ) ※令和 3 年 3 月 1 日改正版
<p>&lt;中長期目標&gt;</p> <p>目 次 (序文)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p>2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進</p> <p>2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進</p> <p>2. 4. 情報基盤の強化</p> <p>2. 5. 革新的新技術研究開発の推進</p> <p>2. 6. ムーンショット型研究開発の推進</p> <p>2. 7. 創発的研究の推進</p> <p><u>2. 8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進</u></p> <p>3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成 (略)</p> <p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>&lt;中長期目標&gt;</p> <p>目 次 (序文)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p>2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進</p> <p>2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進</p> <p>2. 4. 情報基盤の強化</p> <p>2. 5. 革新的新技術研究開発の推進</p> <p>2. 6. ムーンショット型研究開発の推進</p> <p>2. 7. 創発的研究の推進</p> <p>(新設)</p> <p>3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成 (略)</p> <p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>

第 4 期 ( 変 更 後 )	第 4 期 ( 現 行 ) ※令和 3 年 3 月 1 日改正版
<p>(序文) (略)</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 (略)</p> <p>2. 1. ～ 2. 7. (略)</p> <p><b>2. 8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進</b>  科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設  資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の</p>	<p>(序文) (略)</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 (略)</p> <p>2. 1. ～ 2. 7. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設  資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の</p>

第 4 期 ( 変 更 後 )	第 4 期 ( 現 行 ) ※令和 3 年 3 月 1 日改正版
<p>整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指し、  <u>「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（令和 3 年〇月〇日文科科学大臣決定。）及び助成資金運用の基本方針（令和 3 年〇月〇日文科科学大臣認可。）に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保等の体制整備を進めるなど、</u>大学ファンドの創設に向けた取組を進める。</p> <p>注 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の合理化・効率化</p> <p>1. 1. (略)</p> <p>1. 2. 人件費の適正化</p> <p>給与水準については、<u>国家公務員及び大学ファンドに関しては民間資金運用業界等</u>の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、適切な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、<u>高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、</u>国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。</p> <p>1. 3. ～1. 4. (略)</p> <p>V. ～VI. (略)</p>	<p>整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指し、大学ファンドの創設に向けた取組を進める。</p> <p>注 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の合理化・効率化</p> <p>1. 1. (略)</p> <p>1. 2. 人件費の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、適切な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、<u>その際には、</u>国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。</p> <p>1. 3. ～1. 4. (略)</p> <p>V. ～VI. (略)</p>

(別添) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸 (赤字・下線部分・取消線部分が追加箇所)

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
2. 知の創造と経済・社会的価値への転換	競争的資金等※に共通するモニタリング指標 (略)		
	2.1. ~2.7. (略)		
	<u>2.8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進</u>	<u>(経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進)</u>	<u>・国から交付される補助金による基金を設置し、研究開発を推進する体制の整備が進捗したか。</u>
今後の内閣府を中心とした関係府省による協議の結果等に基づき、次期中長期目標において評価軸・評価指標・モニタリング指標を定める。			